

# 役場組織一覽

<b>総務課</b> ☎ 55-3111 FAX 55-3199	<b>総務係</b>	条例等の制定改廃、行政区、職員管理、情報公開、選挙
	<b>財政係</b>	予算、決算、入札、契約、村有財産管理
	<b>防災係</b>	消防、防災、防災行政無線
<b>企画商工課</b> ☎ 55-3115 FAX 55-3513	<b>政策情報係</b>	総合開発、移住定住対策、空き家空き地バンク、企業誘致、土地利用調整、ふるさと納税、太陽光補助、統計、公共交通対策、タクシー利用助成、高校等通学支援、広報誌、ホームページ、情報管理
	<b>商工観光係</b>	商工業振興、事業者支援、観光・産業振興、自然公園、観光施設の管理運営、道の駅
<b>税務課</b> ☎ 55-3113 FAX 55-2452	<b>賦課係</b>	村県民税、法人村民税、軽自動車税、たばこ税、国民健康保険税、所得申告
	<b>資産税係</b>	固定資産税
	<b>徴収係</b>	村税徴収、滞納処分、税証明、村税口座振替申請
<b>住民課</b> ☎ 55-3112 FAX 55-2452	<b>住民係</b>	戸籍、住民登録、印鑑証明発行、マイナンバーカード、国民年金、埋葬・火葬許可
	<b>生活環境係</b>	交通安全、廃棄物処理、し尿汲取、狂犬病予防、消費者保護
	<b>国保係</b>	国民健康保険、後期高齢者医療、こども医療
<b>健康福祉課</b> ☎ 55-3119 FAX 55-3566	<b>健康増進係</b>	健康づくり、健康診査、栄養改善、食育、歯科保健、母子保健、予防接種、感染症対策、精神保健、献血
	<b>福祉係</b>	高齢者福祉、子育て支援、児童福祉、ひとり親家庭福祉、心身障がい者福祉、生活保護、虐待及びDV、地域福祉
	<b>介護保険係</b>	介護保険、認知症総合支援、介護予防、日常生活支援
<b>産業建設課</b> ☎ 55-3116 FAX 55-3246	<b>農林管理係</b>	農業委員会、農業農村整備、農地災害の復旧
	<b>産業振興係</b>	農業、林業、畜産業、鳥獣対策、放射能検査
	<b>建設管理係</b>	都市計画、建築確認、村営住宅、除雪
	<b>建設事業係</b>	道路・橋梁の新設改良、河川改修、土木災害復旧
	<b>上下水道係</b>	飲用井戸補助、水道、消火栓、農業集落排水、合併浄化槽補助 公営企業(簡易水道、農業集落排水)
<b>出納室</b> ☎ 55-3114 FAX 55-2452	<b>出納係</b>	税金の納入、公金の支払い
<b>議会事務局 (兼監査事務局)</b> ☎ 55-3558 FAX 57-5561		議会運営、監査
<b>教育課</b> ☎ 55-2969 FAX 55-3567 <b>中央公民館</b> ☎ 55-2131 FAX 55-3367	<b>学校教育係</b>	教育委員会、学校教育、児童生徒の就学及び通学区域、学校施設の管理運営、給食センター管理運営
	<b>幼児教育係</b>	こども園の管理運営、子育て支援、入園退園
	<b>社会教育係</b>	社会教育、社会教育施設管理運営、文化財保護、青少年健全育成
	<b>社会体育係</b>	社会体育、社会体育施設管理運営、スポーツクラブ運営

20歳以上の  
学生の方へ

# 年金の納付が難しい方は 学生納付特例をお使いください!!

## 学生納付特例のポイント

1.前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予されます。

### 《学生納付特例制度のメリット》

- ・老齢基礎年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。
- ・病気やけがで障害が残ったときに障害基礎年金を受け取るための受給資格に算入されます。

### 《対象者》

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校等に在籍する学生等で、前年所得が基準以下の方。

2.手続きをしないと万が一のことが起こったときに、年金が受け取れなくなります。

年金は、老後に受け取るだけではありません。

万一病気やケガで障がいが残ったときに、保険料を納めていなかったり学生納付特例の手続きを行わないまま保険料を納めずにいたりすると、障害年金が受け取れなくなる可能性があります。

3.承認された場合将来受け取れる年金の受給資格には算入されます。

※ただし、年金額には反映されませんのでご注意ください。

	老齢基礎年金		障害年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格への算入
納付	○	○	○
学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

## 4.申請に必要な書類

- ①国民年金保険料学生納付特例申請書
- ②在学期間がわかる学生証のコピー、または在学証明書(原本)

ご不明な点等がありましたら、役場または年金事務所までお問い合わせください。

### その他お問い合わせ先

郡山年金事務所 ☎024-932-3434  
役場住民課 ☎55-3112

